

認可外保育施設の無償化と立入調査前の対応について

○ 無償化の概要（制度）

神奈川県内に所在する認可外保育施設が無償化の対象となるためには、施設の設置届の受理後に神奈川県が行う立入調査等（認可外の居宅訪問型保育事業に係る集団指導を含む）において、私設保育施設指導監督基準（以下「基準」という。）の全項目について適合していることが確認された場合に交付される「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）が必要です。

この証明書を添付して、所在市町村に確認の申請を行い、当該市町村からの確認を受けることで、認可外保育施設は無償化の対象となることができます。

ただし、新たに設置した認可外保育施設（事業開始後1月以内に設置届の提出が必要）については、県の立入調査等が行われるまでの期間に限って、「認可外保育施設の自主点検表について（通知）」（以下「受理通知」という。※詳細は、「1」参照）を添付することで、市町村に確認の申請を行うことが可能となります。

1 自主点検表の「受理通知」の交付

施設自らが基準の適合について自主点検を行い、その結果を記載した「自主点検表」を神奈川県に提出し、基準に適合する場合にのみ、設置者及び施設所在地の市町村保育主管課（以下「市町村」という。）へ受理通知が交付されます。

2 対象認可外保育施設

設置届の受理日（「私設保育施設の新規開設について（通知）」の発行日）以降、神奈川県による立入調査が実施されていない認可外保育施設が対象となります。

ただし、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業者にあつては、設置届の受理日以降に実施された集団指導の受講を要件とし、自己都合により受講しなかった事業者については、対象外とします。

3 自主点検表の配布及び提出

(1) 配布方法

- ア 神奈川県ホームページに掲載（ダウンロードしてご利用ください。）
- イ 神奈川県又は市町村から送付

(2) 提出方法

設置届の添付書類として神奈川県へ提出

4 無償化の適用を受ける基準となる日

無償化の適用を受ける基準となる日は、設置届に添付された自主点検表を、神奈川県が收受した日である受理日となります。

5 「受理通知」の効力

受理通知をもって無償化が認められるのは、原則として、神奈川県による立入調査が行われ、その結果により、証明書の交付等が行われるまでの期間に限られます。

立入調査の結果等により、その後の取り扱いは次のとおり異なります。

(1) 認可外保育施設（居宅訪問型保育事業者以外）

- ア 立入調査を実施し、基準を満たしていると認められた場合
結果通知とともに、無償化「証明書」を交付します。

※ 「証明書」の交付日をもって、「受理通知」の効力は無くなります。

(以下同じ)

イ 立入調査を実施し、基準を満たしていると認められなかった場合

指摘事項を改善し、改善報告の提出により基準を満たしていると認められた場合、証明書を交付します。

ただし、立入調査の結果通知の発行日より概ね6か月を経過した時点で指摘事項の改善が見られないなど「証明書」の発行ができない場合は、自主点検表による「受理通知」の効力は無くなり、無償化の対象外となります。

例) 2月1日付け立入調査の結果通知で、基準を満たしていない場合

8月末までに、改善報告により基準を満たしていると認められた場合

→証明書を交付

8月末までに、改善報告により基準を満たしていると認められなかった場合(9月以降に基準を満たした場合を含む)

→証明書不交付(受理通知も無効)

(2) 認可外保育施設(居宅訪問型保育事業者)

ア 集団指導に参加し、必要書類の提出により基準を満たしていると認められた場合

結果通知とともに、「証明書」を交付する。よって、自主点検表による「受理通知」の効力は、「証明書」の交付日をもって無くなります。

イ 集団指導に参加し、必要書類を提出したものの基準を満たしていると認められなかった場合

改善報告により、基準を満たしていると認められたことをもって証明書を交付します。よって、自主点検表による「受理通知」の効力は、「証明書」の交付日をもって無くなります。

例) 2月1日付け集団指導の結果通知で、基準を満たしていない場合

8月末までに、改善報告により基準を満たしていると認められた場合

→証明書を交付

8月末までに改善報告により基準を満たしていると認められなかった場合(9月以降に基準を満たした場合を含む)

→証明書不交付(受理通知も無効)

ウ 集団指導に参加しなかった場合

交付された「受理通知」は、集団指導の受講期間を経過した時点で無効とし、無償化の対象外となります。

6 事業廃止もしくは事業休止の届出があった場合

私設保育施設[休止・廃止]届に記載された事業廃止もしくは事業休止年月日をもって無効となります。

問合せ先

次世代育成課 監査グループ

電話 045-210-4669 (ダイヤル)

FAX 045-210-8956